

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備レーキ付バースクリーン(A)点検時、本体フレームガイドとコンクリート接合部にひび割れが認められたため、当外部を補修。	D	
2	1号機	自動減圧系(A系)窒素ガスポンベ出口圧力の低下を確認したため調査したところ、ポンベ出口圧力調整弁前弁が「微開」、ポンベ元栓(使用中の5本)が「閉」の状態であることと、圧力調整弁付き圧力指示計取付状態不良(手で回る状態で漏えいあり)が認められたため、圧力計を増し締め復旧し当該弁及び元栓を開すると共に対応検討。	C	
3	2号機	加熱蒸気戻り系タービン建屋ドレントラップ入口弁において、開固着が認められたため、当該弁を補修。	D	
4	2号機	加熱蒸気系タービン建屋給気加熱器温度調節弁バイパス弁において、閉固着が認められたため、当該弁を補修。	D	
5	2号機	主発電機固定子冷却水ポンプ吐出圧力計(2台)入口弁において、通常「開」状態のところ「閉」状態であることが確認されたため、当該弁を「開」すると共に原因調査後対応検討。	C	
6	2号機	圧力抑制室プール水温度記録計の監視点(1箇所)において、指示値不良(徐々に低下)が認められたため、当該温度監視点の検出器を点検し対応検討。	D	
7	3号機	海水熱交換器建屋換気空調系(B)電気品室非常給気ファン用電動機試運転時、異音が認められたため、原因調査後対応検討。	D	
8	3号機	排ガス放射線モニタ(B)(ホールドアップ塔出口)において、電圧確認用チェック端子のカバー破損が認められたため、当該カバーを交換。	D	
9	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)低圧蒸気加減弁(1)点検時、弁部品(ジャッキングボルト1本)に曲がりがあったため、当該部品を交換。	D	
10	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(A,B)ストレーナ入口弁において、閉固着が認められたため、当該弁を補修。	D	
11	4号機	酸素注入系酸素ガスポンベラック(B)出口元弁において、閉固着が認められたため、当該弁を補修。	D	
12	補助ボイラー	補助ボイラー(C)サンプリング取り出し弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802